

						の規定による届出に関する こと。 5 同法第36条及び第37条の規定による受給資格者の調査に関する こと。
	5 児童の福祉に関する こと。	1 熊本県児童福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第34号）第13条の規定による知的障害児、盲ろうあ児、肢体不自由児、重症心身障害児及び情緒障害児（以下「知的障害児等」という。）に係る徴収金の減免をすること。	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の4の規定による児童居宅生活支援事業に係る立入検査等に関する こと。	2 同法第35条の規定による児童福祉施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設（以下「知的障害児等施設」という。）に限る。）の設置の認可に関する こと。	3 同法第46条の規定による知的障害児施設の最低基準実施に係る立入検査に関する こと。	1 同法により設置された知的障害児施設等の保護単価の決定に関する こと。 2 知的障害児等の保護に必要な物資等の配分に関する こと。 3 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和33年日本国有鉄道公示第326号）第23条から第27条までの規定による知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設に対する鉄道運賃割引に関する こと。
	6 知的障害者更生相談所、肥後学園及びこども総合療育センターに関する こと。					
	7 こすもす園に関する こと。					